

## 再評価を実施する事業の一覧表

## ○平成19年度 審議対象事業

事業名	箇所名		事業者	県名	区分	備考
	河川、路線、港湾名	箇所名				
河川事業	吉野川	吉野川直轄河川改修事業 (大麻箇所)	国(直轄)	徳島県	D	第2回委員会
砂防事業	吉野川水系	直轄砂防事業(吉野川上流域)	国(直轄)	高知県	B	第2回委員会
道路事業	11号	川之江三島バイパス	国(直轄)	愛媛県	D	第1回委員会
道路事業	11号	新居浜バイパス	国(直轄)	愛媛県	D	第1回委員会
道路事業	32号	綾南・綾歌・満濃バイパス	国(直轄)	香川県	D	第1回委員会
道路事業	32号	猪ノ鼻道路	国(直轄)	香川県 徳島県	A	第2回委員会
道路事業	55号	阿南道路	国(直轄)	徳島県	D	第1回委員会
道路事業	56号	土佐市バイパス	国(直轄)	高知県	D	第1回委員会
道路事業	56号	五十崎内子拡幅	国(直轄)	愛媛県	D	第2回委員会
港湾整備事業	今治港	今治港富田地区多目的国際ターミナル整備事業	国(直轄)	愛媛県	D	第1回委員会
海岸事業	高松港海岸	高松港海岸直轄海岸保全施設整備事業 (高潮対策)	国(直轄)	香川県	B	第2回委員会

河川事業 : 1件  
砂防事業 : 1件  
道路事業 : 7件  
港湾整備事業 : 1件  
海岸事業 : 1件 合計11件

区分:(再評価実施要領基準)

- A: 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- B: 事業採択後10年間を経過した時点で継続中の事業
- C: 準備・計画段階で5年間が経過している事業
- D: 再評価実施後、一定期間経過した時点で継続中または未着工の事業
- E: 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の必要が生じた事業

事後評価を実施する事業の一覧表

○平成19年度 審議対象事業

事業名	箇所名		事業者	県名	区分	備考
	河川、路線、港湾名	箇所名				
河川事業	吉野川	吉野川直轄河川改修事業 (市場箇所)	国(直轄)	徳島県	A	第2回委員会
河川事業	肱川	肱川直轄河川改修事業 (白滝箇所)	国(直轄)	愛媛県	A	第2回委員会
河川事業	那賀川	桑野川河川災害復旧等関連緊急事業	国(直轄)	徳島県	A	第1回委員会
道路事業	55号	元改良	国(直轄)	高知県	A	第2回委員会

河川事業 : 3件  
道路事業 : 1件 合計4件

区分:(事後評価実施要領基準)

A: 事業完了後、一定期間(5年以内)が経過した事業

B: 審議結果を踏まえ、事後評価の実施主体が改めて事後評価を行う必要があると判断した事業

○平成19年度 報告対象事業

事業名	箇所名		事業者	県名	備考
	河川、路線、港湾名	箇所名			
河川事業 ダム事業	那賀川	那賀川水系河川整備計画	国(直轄)	徳島県	第2回委員会

河川事業、ダム事業: 1件